

平成28年度 第1回 城陽市子ども・子育て会議 会議録

日時：平成28年11月21日（月） 19：00～20：30

場所：城陽市役所4階 第2会議室

出席者：委員 16名

（安藤会長、久保副会長、大久保委員、青木委員、浅井委員、石田實委員、大戸委員、上辻委員、藤寄委員、山下委員、井関委員、井上委員、内田委員、三浦委員、奥委員、近藤委員）

事務局 11名

計27名

資料：次第

- ・ 資料1 城陽市子ども・子育て支援事業計画における「学校教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」の取組状況について
- ・ 資料2 病児保育事業の実施状況について
- ・ 資料3 久世学童保育所整備事業について

1. 開会

●事務局

定刻となりましたので、城陽市子ども・子育て会議を開会します。皆様、本日はご多忙の

中、また夜分お疲れのところご出席いただき、誠にありがとうございます。

それでは会議に先立ちまして、本日お配りした資料を確認いたします。

-資料確認-

2. 委嘱書等交付

●事務局

はじめに、城陽市子ども・子育て会議委員の皆様に、市長より委嘱書及び辞令を交付いたします。

-委嘱書等交付-

3. 市長あいさつ

●事務局

それでは、奥田市長よりご挨拶申し上げます。

●奥田市長

本日は、ご多用にも関わりませず「平成27年度子ども・子育て会議」にご出席いただきありがとうございます。

皆様方におかれましては、日頃から本市児童福祉行政への格段のご理解とご協力を賜り、

厚くお礼申し上げます。

先ほど、委員交代等で新たに委員となつていただいた方に委嘱書を交付させていただきました。

したが、今後とも本市の子育て支援にご尽力賜りますようお願い申し上げます。

さて、昨今、児童虐待の増加、少子化や核家族化の進行による人間関係の希薄化、働く女性の増加など、子どもと子育て家庭を取り巻く環境は大きく変化しております。

そのような中、城陽市においては、平成26年に策定した「城陽市こども・子育て支援事業計画」に基づき、子育て支援施策を進めているところです。

委員の皆様におかれましては、日頃からそれぞれの分野において子育て支援に関われ、様々な意見をお持ちの事だと存じます。

本会議においては、それぞれのお立場から、本市の子育て支援施策について忌憚のないご意見を賜りますようお願いいたします。

本市では、今後とも皆様のご協力のもと、子育て支援事業に取り組み推進してまいりますので、ご支援、ご協力をお願い申し上げ、あいさつとさせていただきます。

本日はよろしくお願いいたします。

4. 委員紹介

- 事務局

続きまして、委員の皆様のご紹介をいたします。

-委員紹介-

次に、事務局職員の紹介をいたします。

-事務局紹介-

5.会長及び副会長の選任について

●事務局

続きまして、「②会長及び副会長の選任について」に移ります。城陽市子ども・子育て会議条例第5条に基づき、委員の互選によって会長、副会長を選任いたします。皆様よりご推薦ございますでしょうか。

●山下委員

本日第1回目の会議ということで、初めて顔を合わせる方も多数いらっしゃいますので、事務局より何か案はありますか。

●事務局

前回会議は、会長は安藤委員、副会長は久保委員にお願いしています。

●山下委員

それでは、前回に引き続き、会長に安藤委員、副会長に久保委員で皆様いかがでしょうか。

-異議なし-

それでは会長は安藤委員、副会長は久保委員に決定させていただきます。安藤会長、久保副会長よりご挨拶をよろしく願いいたします。

●安藤会長

皆様よろしく申し上げます。こんばんは。夜分のお出ましありがとうございます。また、新たに委員に就かれました皆様にもお力添えをお願いします。

さて、2018年には18歳の人口が激減し、大学関係者は顔を蒼白くしている状況です。

また、2020年には待機児童問題がある程度沈静化し、少子化がはじまっていきます。

さらに2025年には団塊の世代が全て75歳になる時代を迎えるといわれています。

この10年間で人口動態が激変することになり、そういった意味でも、子ども子育てのペースをしっかりと築いていくことが大切になると思います。

委員の皆様それぞれの専門的な立場から、豊富な知識・経験を活かした忌憚のないご意見を頂戴できればと思います。

●久保副会長

皆様こんばんは。平均的な感覚で、偏らない意見を発言していきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

●事務局

ありがとうございました。

それでは、ここからの会議進行は、安藤会長にお願いしたいと思います。

6 . 議事

●安藤会長

それでは、「(1)城陽市子ども・子育て支援事業計画における「学校教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」の取組状況について」を事務局より説明をお願いいたします。

●事務局

資料1「城陽市子ども・子育て支援事業計画における「学校教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」の取組状況について」をご覧ください。

-資料1説明-

以上でございます。

●安藤会長

ありがとうございます。皆様ご意見、ご質問等ございますか。

●浅井委員

城陽市子ども・子育て支援事業計画については、保育園についての説明がメインとなっているように見受けられますが、学校教育はどのように関わっていますか。

●事務局

子ども・子育て支援事業計画に含まれる幼稚園については学校教育課の所管となり、幼稚園でも一時預かり事業などが行われています。

●浅井委員

幼児期の学校教育・保育の登録人数について、2号認定（幼稚園）の0人というのはどういうことですか。

●事務局

現在、子ども・子育て支援法において定められている支給認定区分については、市内において幼稚園利用者は1号認定のみであることから、2号認定の対象者は0人となっています。

●浅井委員

城陽市には現在認定こども園は設置されていませんが、この計画では1号認定の表記が「認定こども園及び幼稚園」となっています。これは、将来の認定こども園設置を見越したものと考えてよろしいか。

●事務局

区分として、今後認定こども園の設立がある場合も含めて対応しているものです。

●浅井委員

延長保育について、計画の取組状況において富野幼稚園の実績のみ表記されていますが、私立幼稚園においても実施されています。

現在城陽市内の私立幼稚園は、子ども・子育て支援法における施設型給付を受けておりませんが、同様に一時預かり保育を実施しておりますので、今後は適切な調査をお願いしたい。

●安藤会長

それでは次の議事に移ります。「(2)病児保育事業の実施状況について」を事務局より説明をお願いいたします。

●事務局

資料2「病児保育事業の実施状況について」をご覧ください。

-資料2説明-

以上でございます。

●安藤会長

ありがとうございます。皆様ご意見、ご質問等ございますか。

●井上委員

病児保育については、どんな病気でも預かってもらえますか。

●事務局

原則、利用前に病院での診察を受診することになりますので、病児保育が適当と診断され

た場合に保育を受けることができます。具体的な病名による線引きはありません。

また、隔離室も設けておりますので、多少の感染症でも預かりは可能となっております。

●石田委員

利用件数が4ヶ月で59人は少ない印象がありますが、利用しにくい状況はありませんか。

●事務局

今回は、まずは病児保育を開始することが肝要であると考えておりましたが、今後、利用拠点を増やすことで、更に利用件数は伸びると考えています。

京都きづ川病院にて以前は病後児保育を実施しておりましたが、利用人数が伸びないことから、今回病児保育を実施したところ、一定の成果が出たものと考えております。

今後、インフルエンザ等感染症の流行があれば、現行の4名の定員では不足するのではないかと考えております。

保護者等に利用方法や申込みの手順などを改めて周知し、利用しやすい環境づくりに努めていきます。

●石田委員

今後も利用しやすい環境づくりなど、事業が充実されることを望みます。

●安藤会長

それでは次の議事に移ります。「(3)久世学童保育所整備事業について」を事務局より説明をお願いいたします。

●事務局

資料3「久世学童保育所整備事業について」をご覧ください。

-資料3説明-

以上でございます。

●安藤会長

ありがとうございます。皆様ご意見、ご質問等ございますか。

●浅井委員

他の小学校の学童保育の施設はどのようになっていますか。

●事務局

市内10小学校全て、敷地内に学童保育所を設置しております。

久世学童保育所については、平成31年度の利用者見込み141名がピークとなることから今回施設整備を実施しましたが、他の9学童保育所については、現行施設で児童一人あたりの面積基準を満たしています。

平成26年度には、今池学童保育所において、今池小学校の余裕教室の借用を行っております。

今後も、面積基準だけでなく、施設の老朽化などにも着目し整備計画を策定していく予定です。

●山下委員

公立以外で学童保育所の機能を有する施設はありますか。

●事務局

現行は私立の学童保育所はありませんが、相談協議中の案件はあります。

子ども・子育て支援新制度において、放課後児童健全育成事業を市町村以外で実施する場

合、城陽市への届出が必要となり、現在相談を受けているところです。

平成27年度に新制度が施行される以前に、清仁保育園では小学校の低学年の受け入れと
いった学童保育所と同種の事業を続けられています。

これは保育園の卒園児童を対象に受け入れを行っているもので、今後は新制度に則った学
童保育の施設となるよう準備を進めているところです。

●青木委員

学童保育所は夏休みや春休みなどの長期休業期間中に特に利用が多いと思われませんが、面
積基準は夏休み中の利用ピーク時でもクリアできているのですか。

●事務局

ご指摘のとおり、夏季休業期間中の8月1日が利用のピークとなっており、例えば今年の
8月には久津川学童保育所において、定員54名に対して83名の登録がありました。

実際の出席率が登録者数の6~7割程度なので何とか乗り切っている状況ですが、面積の問
題だけでなく、支援員も適宜増員をするなど、安全な保育ができるよう取り組んでいます。

また、城陽市における方針として、申込みをされた方は全て利用していただけるよう、待
機児童を出さないよう取り組んでいるところです。

●久保副会長

学童保育所ではなく、放課後デイサービスなどNPO法人の施設の利用状況は把握されてい
ますか。

●事務局

障がい児対象のデイサービスの施設は市内に多くあり、学童保育所と併用しての利用も多
いと聞いております。

7. その他

●安藤会長

一時預かり事業という表記については、国の制度としての名称となっているが、城陽市の
計画では一時保育事業という表記が使われています。

ただ子どもを預かるだけでなく、深く保育に携わろうという考えがでていて素晴らしい
と思います。

8. 閉会

●安藤会長

他になければ、事務局に進行をお返しします。

●事務局

安藤会長ありがとうございました。

本日の議題については以上でございます。

それでは、以上をもちまして本日の会議を終了させていただきます。委員の皆様、お疲れ
様でございました。